

Press Release

2020年2月7日

各 位

株式会社 紀陽銀行

タブレット端末によるお預かり事務手続きの開始について

株式会社紀陽銀行(頭取:松岡 靖之)は、2020年2月10日(月)より、当行行員がご訪問先で現金・通帳等をお預かりする際、タブレット端末を通じてお客さまに内容をご確認いただき、電子サインを頂戴する事務手続きを順次開始しますので、お知らせいたします。

当行は、これまで店舗外でお客さまから現金・通帳等をお預かりする場合、当行所定の帳面にご依頼 事項とお預かりした物件を記載し、複写作成される用紙を「受取書」として交付しておりました。今回 導入するシステムでは、従来の受取書の交付に替え、行員がタブレット端末にご依頼事項を登録後、お 客さまに内容をご確認いただき、タブレット端末の画面に電子サインをいただきます。本システムの導 入により、ペーパーレス化および事務の効率化を図るとともに、より厳格な授受管理をおこないます。 紀陽銀行は、今後もさらなる事務の効率化に努め、それにより生まれた時間を各種ご相談やコンサル

【イメージ】

■受付番号		お預かり内容確認のサインをお願い致します
■お預かり一覧		弊行ではお客様から現金・通帳等をお預かりする場合、原則としてご確認のための電子サインを 頂戴しておりますので、画面下部の点線枠内を押していただき、ご署名をお願い致します。
処理内容・詳細設定	預かり物件名	※ 電子サインを頂戴した場合、原則として預り証の交付は致しません。
(袋No.: 1)(処理日: 2020/01/30)	(返却予定日: -)(連絡事項: -	-)
振込 現金・小切手にて振込	現金	おなまえ
振込 現金・小切手にて振込	振込依頼書	お預かり日時
		▼ご関係 ※ご本人は不要です ▼サイン(ご自筆)
		12 - 15
		経理 紀陽 太郎
		11017111111
		※サイン完了後、担当者ヘタブレットをお渡しください。

※電波障害等、何らかの事情でタブレット端末の使用ができない場合等につきましては、ご依頼事項とお預かり 物件を記載した当行所定の受取書を交付いたします。

以上

本取り組みは、SDGs (持続可能な開発目標)のゴール9「産業と技術革新の基盤をつくろう」、ゴール12「つくる責任つかう責任」、ゴール15「陸の豊かさも守ろう」につながる取り組みです。

ティングに充てることで、一層のサービス向上に努めます。





